

参考 1

# 特殊土壌地帯対策の概要

農村振興局

令和 5 年 1 月

農林水産省

## 目 次

1. 特殊土壌地帯の特性 .....	1
2. 特殊土壌地帯の分布 .....	3
3. 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」（「特土法」） の概要 .....	5
4. 特殊土壌地帯対策の推進 .....	6

## 1. 特殊土壌地帯の特性

特殊土壌地帯は、

- (1) 特殊土壌（表－1）のような特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等特に侵食を受けやすい土壌）で覆われ、
  - (2) 台風の来襲頻度が高く、
  - (3) 雨量が極めて多いこと、
- 等から災害が発生しやすく、農業生産にも不利な面がある。

表－1 特殊土壌の種類

名称	性状	特性	分布
シラス	多量の軽石を含んだ火山灰土砂でできた厚い層 (数十m～百m)	乾燥すると凝固し、水分を含むと崩れやすい。大規模な崩壊、地すべり、土砂流出が発生しやすいほか、農地は干害を受けやすい。	鹿児島県、宮崎県南部、熊本県の一部
ボラ	桜島周辺に分布する火山噴火に伴い噴出した比較的新しい粗粒の軽石が堆積した層(数cm～数十cm)	保水力が低く養分も乏しく作物の生育を著しく阻害。	鹿児島県(大隅半島)
コラ	開聞岳から噴出した細粒の火山噴出物が凝固した不透水性の固い層	非常に固い層で植物の根を通しにくい。	鹿児島県(薩摩半島南部)
赤ホヤ	浮石質の火山噴出物が風化を受けた土壌で極度に空隙が多い	植物の根の伸長を阻害し、土壌が流亡しやすい。	鹿児島、宮崎、愛媛、高知県の大部分と熊本、大分県の一部
花崗岩風化土(マサ)	花崗岩が風化した腐植の少ない黄褐色の砂土又は砂礫土で粘質に乏しい	降雨による崩壊、土砂流出が激しい。耕土は養分に乏しく、干害も起きやすく作物の生育は不良。	中国地方の大部分、九州、四国、近畿の一部
ヨナ	花崗岩が風化した腐植の少ない黄褐色の砂土又は砂礫土で粘質に乏しい	雨が降れば道路は泥道となり乾燥すると非常に固くなる。河川の侵食や農地の表土流出が著しい。	熊本県北東部、大分県西部
富士マサ	富士山からの噴出火山灰、火山砂、火山礫等が熔岩に堆積し著しく固結したものや黒ボクに混入し風化作用により凝結したもの	通気性、透水性に乏しく作物の根の伸長を阻害し、干害を受けやすい。	静岡県北東部

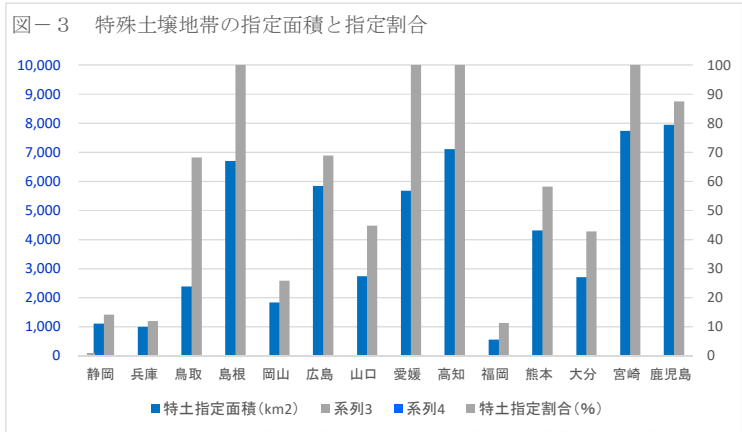
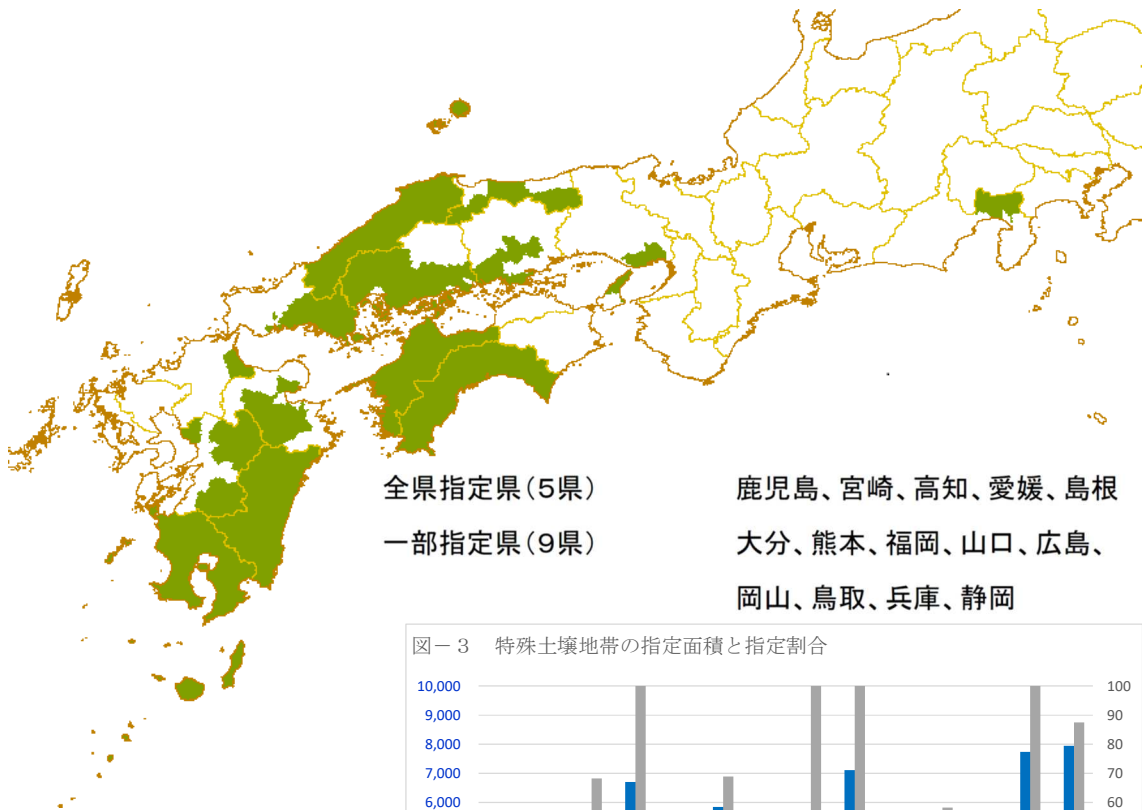
図-1 特殊土壌の写真



## 2. 特殊土壌地帯の分布

- (1) 特殊土壌地帯は、国土の約15% (57,612km<sup>2</sup>)
- (2) 対象市町村は254 (一部指定を含む)  
人口は全国の10% (1,264万人) R2 国勢調査 (一部未公表のため概数)
- (3) 特殊土壌地帯を含む県は
  - ア. 全域が特殊土壌地帯に指定……………5県  
鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根県
  - イ. 一部地域が特殊土壌地帯に指定……………9県  
大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、静岡県
- (4) 特殊土壌地帯の指定  
国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会の意見を聴いて、一定の要件の地域を指定 (土壌種類、雨量、台風頻度、災害の発生状況)

図-2 特殊土壌地帯の指定地域



表－２ 特殊土壌地帯の指定地域一覧

県名	指 定 地 帯	土壌分布	県土面積 km <sup>2</sup>	特土指定 面積 km <sup>2</sup>	指定割合 %
静岡県	沼津市の一部、富士宮市、富士市の一部、御殿場市、裾野市、駿東郡	富士マサ	7,777	1,109	14%
兵庫県	神戸市の一部、西宮市、芦屋市、宝塚市の一部、洲本市の一部、淡路市	花崗岩風化土	8,401	926	11%
鳥取県	鳥取市の一部、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部、日野郡	花崗岩風化土	3,507	2,390	68%
島根県	全 域	花崗岩風化土	6,708	6,708	100%
岡山県	岡山市の一部、倉敷市の一部、玉野市、笠岡市、井原市の一部、総社市の一部、赤磐市の一部、浅口市、和気郡の一部、浅口郡、小田郡、加賀郡の一部	花崗岩風化土	7,115	1,809	25%
広島県	広島市の一部、呉市、竹原市、三原市、尾道市の一部、福山市の一部、府中市の一部、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡	花崗岩風化土	8,479	5,847	69%
山口県	宇部市の一部、山口市の一部、周南市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡	花崗岩風化土	6,112	2,742	45%
愛媛県	全 域	赤ホヤ、 花崗岩風化土	5,676	5,676	100%
高知県	全 域	赤ホヤ	7,104	7,104	100%
福岡県	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	花崗岩風化土	4,986	569	11%
熊本県	熊本市の一部、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、阿蘇市、山鹿市の一部、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡	ヨナ、赤ホヤ、 花崗岩風化土、 シラス	7,409	4,314	58%
大分県	大分市の一部、別府市の一部、竹田市、杵築市の一部、臼杵市の一部、豊後大野市、由布市、速見郡、玖珠郡	赤ホヤ、ヨナ	6,341	2,736	43%
宮崎県	全 域	赤ホヤ、シラス、 花崗岩風化土	7,735	7,735	100%
鹿児島県	奄美群島(奄美市、大島郡)を除く全域	シラス、ボラ、 コラ、赤ホヤ、 花崗岩風化土	9,187	7,947	87%
合計			96,539	57,612	60%

※四捨五入の関係で、計は合わない

出典：関係県からの聞き取りにより農林水産省作成

### 3. 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（「特土法」）」の概要

#### (1) 「特土法」制定の背景

特殊土壌地帯は他の地域に比べ災害が多く、農業生産にも不利な面がある。このため、通常対策では災害の防除と農業生産力の向上が困難であり、このことは、国家的、地域的な経済発展、住民福祉の向上にとって大きな障害となっていた。

#### (2) 「特土法」の制定及び改正の経緯

ア. 特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的として昭和27年4月25日に制定（議員立法、建設委員会、5年間の時限法）

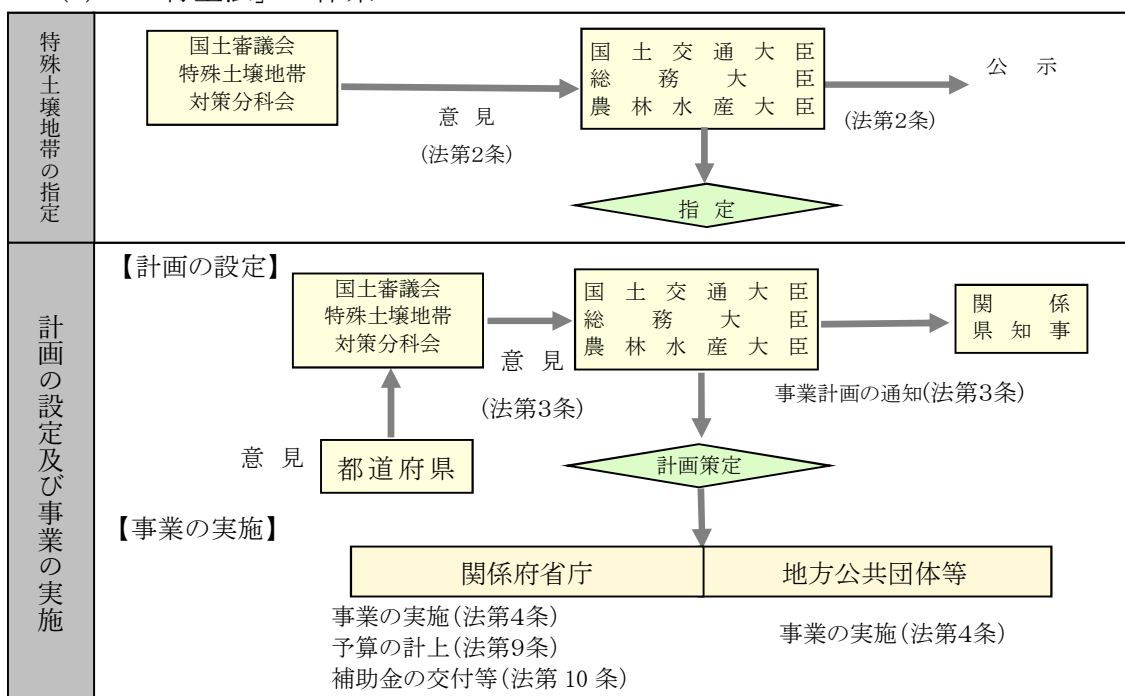
イ. これまで概ね5年毎に13回の期限延長。直近の延長は令和4年

ウ. 現行の「特土法」の有効期限は令和9年3月31日

（法制定と改正の経緯）

法律制定	昭和27年4月25日	有効期限	昭和32年3月31日
第一次改正	昭和31年3月23日	有効期限	昭和37年3月31日
第二次改正	昭和36年5月20日	有効期限	昭和42年3月31日
第三次改正	昭和41年6月3日	有効期限	昭和47年3月31日
第四次改正	昭和46年4月20日	有効期限	昭和52年3月31日
第五次改正	昭和52年3月18日	有効期限	昭和57年3月31日
第六次改正	昭和57年3月31日	有効期限	昭和62年3月31日
第七次改正	昭和62年3月31日	有効期限	平成4年3月31日
第八次改正	平成4年3月31日	有効期限	平成9年3月31日
第九次改正	平成9年3月31日	有効期限	平成14年3月31日
第十次改正	平成14年3月27日	有効期限	平成19年3月31日
第十一次改正	平成19年3月31日	有効期限	平成24年3月31日
第十二次改正	平成24年3月30日	有効期限	平成29年3月31日
第十三次改正	平成29年3月31日	有効期限	令和4年3月31日
第十四次改正	令和4年3月31日	有効期限	令和9年3月31日

#### (3) 「特土法」の体系



#### 4. 特殊土壌地帯対策の推進

##### (1) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、関係県知事に通知（法延長に合わせ5年ごとに事業計画を設定）。

##### (2) 特殊土壌地帯対策事業の実施状況

昭和27年から5か年毎に設定された事業計画（特土計画）は、これまで、治山、治水、農地改良等の対策事業を実施し、災害の未然防止に効果を発揮し、国土の保全に寄与している。

第1次～第10次までの計画では、5年間の対策事業及び事業量（事業費、国費）を計画内容としていたが、第11次計画から、公共事業のあり方に関する議論、法律延長時の国会決議等も踏まえ、計画を策定する意義、対策事業の内容及び対策事業の実施に当たっての配慮事項を内容とする計画としている。

表-3 特土計画の推移

(億円、%)

事業計画	計画額 A	実績額 B	進捗率 B / A
第1次（昭27～昭31）	567	219	39
第2次（昭32～昭36）	406	318	78
第3次（昭37～昭41）	954	947	99
第4次（昭42～昭46）	2,176	2,426	112
第5次（昭47～昭51）	5,446	5,358	98
第6次（昭52～昭56）	11,750	12,985	111
第7次（昭57～昭61）	18,323	14,223	78
第8次（昭62～平3）	18,802	18,303	97
第9次（平4～平8）	24,981	24,086	96
第10次（平9～平13）	19,581	23,825	122
第11次（平14～平18）	-	14,454	-
第12次（平19～平23）	-	10,167	-
第13次（平24～平28）	-	9,105	-
第14次（平29～令3）	-	7,319	-



(3) 特土計画に基づく優遇措置等

ア. 昭和 36 年度から、特土計画に基づく事業に対して、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」（後進地域開発特例法）による補助特例が適用されている。

現在、鹿児島、愛媛、島根など 9 県に対し県の財政力に応じて国庫負担率の引上げ措置が講じられている。

イ. 特土計画に基づく農地保全整備事業のうちシラスに係るものについて、その負担金に充てるために起こした地方債の元利償還金の一部が基準財政需要額に算入されている。

(4) 事業の実施

特殊土壌地帯対策事業は、「特土法」によるほか、それぞれの事業に関する法律等の規定に従い、国や地方公共団体等が実施。一部では予算措置による特例措置もある。

表－4 後進地域開発特例法による国庫負担率引き上げ率

県名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
鳥取	1.24	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23
島根	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
山口	1.03	1.01	1.01	1.01	1.01	1.03
愛媛	1.05	1.04	1.03	1.03	1.02	1.05
高知	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25
熊本	1.08	1.07	1.07	1.06	1.05	1.07
大分	1.10	1.10	1.10	1.09	1.09	1.11
宮崎	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15
鹿児島	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15

表－5 その他の予算措置

区分	対象事業
1 補助率のかさ上げ	・国営かんがい排水事業（一定の規模のもの） 2/3、70%
2 事業メニューの特例	・水利施設等保全高度化事業 （土壌改良を実施可能） ・林地荒廃防止事業
3 補助対象限度額の特例	・がけ地近接等危険住宅移転事業 ・防災集団移転促進事業